

公示番号：19a01081

国名：インドネシア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：食料安全保障を目指した気候変動適応策としての農業保険における損害評価手法の構築と社会実装（SATREPS）中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月下旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.67M/M、合計 1.17M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	20日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月7日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

地球規模での気候変動や自然災害は世界各国での食料生産に大きな影響をもたらすと予想され、気候変動の適応策への取り組みは、先進国、途上国を問わず高い関心事項となっています。

インドネシア共和国（以下、「インドネシア」）政府によれば、気候変動の影響により同国の食料生産量は、2050年には2015年比で38%の低下が生じると予測されています。このためインドネシア政府は、食料安全保障や農家の所得向上を政策上の優先課題の一つに位置付け、2013年7月に農業保険エンパワメント法を制定し、農業保険の導入及びそのための政府支援を決定しました。

インドネシア政府は、2012年雨期作（10月～翌年3月）及び2013年雨期作においてパイロット事業¹を実施する等、農業保険導入に向けた取り組み開始しました。その経験を経て、2016年からはコメを生産する全22州において損害補填型の農業保険事業をスタートさせています。

しかしながら、農業保険の実務を担う農業省並びに国営保険会社（Jasindo）からは、これまでのパイロット事業を通じて、損害査定員の不足、アクセス不良等により、損害査定に時間を要している、等の課題が報告されています。農家レベルでは、適時適切、迅速な保険金支払いを求める声が高く、損害評価に要する時間の短縮は喫緊の課題です。この課題に技術面からアプローチすべく、インドネシア政府はリモートセンシングやGISデータを活用した損害評価手法の開発・導入を志向するようになりました。「インドネシア国食料安全保障を目指した気候変動適応策としての農業保険における損害評価手法の構築と社会実装（SATREPS）」（以下、本プロジェクト）は、かかる方針を掲げたインドネシア政府の要請に基づき開始された科学技術協力案件です。

本プロジェクトの協力期間は2017年10月1日からの5年間。千葉大学環境リモートセンシング研究センターが日本側の研究代表機関を務め、インドネシア側はボゴール農科大学が責任機関になり、バリ州のウダヤナ大学、西ジャワ州農政局、バリ州バドゥン県農政部が実施機関に名を連ねています。西ジャワ州のチアンジュール県とバンドン県、及びバリ州バドゥン県に調査・研究サイトを設定して、現在活動を実施中です。

今回予定している中間レビューは、協力期間のほぼ中間時点のタイミング（2020年3月）をとらえ、最新PDM及びPOにそって、これまでのプロジェクトの投入実績、

¹ 南スマトラ州及び東ジャワ州の2州の水田でのコメ栽培を対象としたパイロット事業。2012年雨期作は623haの加入、2013年雨期作は123haの加入があった。

活動実績、成果の産出、目標達成の見込み、プロジェクトの実施プロセス、等を調査・確認するとともに、PDM、POの見直しの必要性検討も含め、協力期間後半における提言を取りまとめることを目的として実施するものです。

7. 業務の内容

本業務従事者は、中間レビュー調査団の評価分析団員として調査に加わり、評価に必要な情報を関係者から収集、整理、分析して、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から本プロジェクトを評価するとともに、プロジェクトの残り期間の課題の抽出と、改善に向けての提案を行います。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報を提供します。

具体的な担当事項は次のとおりです。

(1) 国内準備期間（2020年2月下旬の7日間）

- ①既存の文献、報告書等（詳細計画策定調査報告書、モニタリングシート、専門家業務完了報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料、等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他インドネシア側関係機関、関係する他の協力プロジェクト²、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④評価グリッド（案）に基づき、日本側研究者にインタビューして情報を収集、整理する。
- ⑤調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2020年3月上旬～3月下旬）

- ①JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間レビューの評価手法について説明を行う。
- ③インドネシア側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

² インドネシアでは、関連プロジェクト「農業保険実施能力向上プロジェクト」を実施中で、農業保険制度の改善を目指している。本プロジェクトが社会実装を重視するSATREPS案件であることから、「農業保険実施能力向上プロジェクト」とどのような関係を築くことが望ましいかも中間レビューで検討する予定。

- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びインドネシア側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、中間レビュー調査報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びインドネシア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正の必要性を検討し、要すれば PDM 及び PO（和文・英文）の修正に協力する。
- ⑦中間レビュー報告書（案）に関する協議（合同調整委員会を含む）に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2020年3月下旬の3日間）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ③中間レビュー調査報告書（案）（和文）のうち、担当業務にかかる部分を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりです。

（1）業務完了報告書

中間レビュー報告書（英文）、担当業務に係る中間レビュー調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付の上、電子データをもって3月23日までに提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒デンパサール⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年3月1日から3月20日を予定しています。

本業務従事者はJICAの調査団員に1週間先行して現地調査を開始する予定です。

②現地での業務体制

中間レビュー調査に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 評価計画 (JICA)
- ウ) 研究主幹 (JST)
- エ) 研究計画 (オブザーバー) (JST)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

現地に常駐するプロジェクト専門家は業務調整専門家1名ですが、調査団の派遣のタイミングに合わせて、研究代表をはじめとする数名の研究者が短期専門家として現地入りし、中間レビュー調査の議論に参画する予定です。ただし現地での協議時間が十分とれない可能性もあるので、事前国内業務期間中に、本業務従事者が主要な研究者を対象にインタビューすることを予定しています。

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所及び現地に駐在する業務調整専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
英語⇄インドネシア語の通訳を必要に応じて手配
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、他の JICA 調査団員到着前の関係機関とのアポイントメント取り付けについては、本業務従事者自身で調整する場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
ボゴール農科大学内プロジェクトオフィスの執務スペースを提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8422) にて配布します。

- ・ 詳細計画策定結果
- ・ 討議議事録、当初 PDM、PO
- ・ 最新 PDM、PO
- ・ モニタリングシート (第 1 回から第 3 回)
- ・ プロジェクト概要に係る発表資料

これら本プロジェクトに関する資料に加え、関連プロジェクト (「農業保険実施能力向上プロジェクト」) に関する発表資料も配布します。

②本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ 事前評価表

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1600534_1_s.pdf)

③本業務に関する以下の資料が JST のウェブサイトで公開されています。

・実施報告書（平成 28 年度、29 年度、30 年度）

(https://www.jst.go.jp/global/kadai/h2804_indonesia.html)

④本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上